議題１（委員会決裁事項（規則第３条第６号））

知事からの意見聴取について

　地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により知事から意見を求められた令和２年５月定例府議会に提出予定の次の議案については、異議がないものと決定する。

令和２年５月19日

大阪府教育委員会

〇予算案

　１　令和２年度大阪府一般会計補正予算（第５号）の件（教育委員会関係分）

〇事件議決案

　１　大阪府立富田林高等学校における生徒の負傷事故に関する損害賠償の額の決定及び和解の件

〇条例案

１　職員の特殊勤務手当に関する条例一部改正の件

２　大阪府学校医等の公務災害補償に関する条例一部改正の件

＜参考＞

　　〇地方教育行政の組織及び運営に関する法律

　　（教育委員会の意見聴取）

　　　第29条　地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。